

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成30年6月7日(2018.6.7)

【公表番号】特表2017-527900(P2017-527900A)

【公表日】平成29年9月21日(2017.9.21)

【年通号数】公開・登録公報2017-036

【出願番号】特願2017-508674(P2017-508674)

【国際特許分類】

G 06 F 21/62 (2013.01)

【F I】

G 06 F 21/62 3 0 9

G 06 F 21/62 3 4 5

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年4月20日(2018.4.20)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項9】

前記m)段階は、前記データ管理サーバ10がショートメッセージや電子メールを通じて認証ユーザ情報を個人データ管理アプリケーション6に伝送する段階である

請求項8に記載の個人データの管理方法。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0013

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0013】

好みしくは、本発明に係る個人データの管理方法において、前記m)段階は前記データ管理サーバ10がショートメッセージや電子メールを通じて認証ユーザ情報を個人データ管理アプリケーション6に伝送する段階である。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0062

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0062】

または、電子メールの代わりにショートメッセージを通じて識別情報を伝送することも可能である。

この時、第1ユーザ端末2-1の個人データ管理アプリケーション6は、電子メールを受信するユーザの電子メール情報と共に受信者の端末である第3ユーザ端末2-3の識別情報、第2ユーザ端末2-2の個人データ管理アプリケーション6の識別情報を共に格納していかなければならない。

そして、第1ユーザ端末2-1の個人データ管理アプリケーション6は残りの分割データを第2ユーザ端末2-2に伝送する。

その状態で、第3ユーザが個人データ管理アプリケーション6を通じてデータの復旧命令を第2ユーザ端末2-2の個人データ管理アプリケーション6に発生させると、第2ユーザ端末2-2の個人データ管理アプリケーション6は第3ユーザ端末2-3に分割データを伝送する。

それによって、第3ユーザ端末2-3の個人データ管理アプリケーション6は分割データを受信するようになり、第1ユーザが伝送したパスワードを入力すると、データが画面に出力されるようになる。